

# 琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 日米琉諮問委員会  
(代表会合第43回～58回) (3)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43735">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43735</a>

牙  
回  
六  
回



注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

本電に対する日本政府の意向を聴取すべく予定している旨発言しておいた。

(5) 戦前の郵便預金者に対する支払措置

(6) 地方視制の一体化

(7) 身体障害者雇用対策

(8) 社会福祉施設の設置および一体化

バスより(5)より(8)までの4項目に関し、日本政府のリアクションにつき申ししたので、本代表より、まだ囲訓に接しおらざる旨答えておいた。

(9) 気象通信の一体化

本提案については、本代表より勧告業起草準備中であり、成案を得次第本委員会へ提起する旨説明しておいた。

2. なお、バスより、米軍基地労働者組合運動の現状を聴取するためジャコ

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

フソム4軍合同労働委員会議長と近日中にアドコムに招致しブリーフィングを受けるとしたいとの提言あり、各代表これに同意した。

(3)



- 係各省の回答は別添 2. のとおりである。
- 右を要約すれば、右該保険の被保険者以外に同等の処遇を与えることは難
- かつし、(2) あり、特連局はかかる関係
- 各省の ~~経済~~ 態度にもおのづかみ、すなわち
- 保険団体に同一歩調を求めようとする困難と、思料 1. 2. の趣である。

2. 8. 2. 特連局は関係各省の回答は  
 ① 本土側における諸事情を勘案し、  
 ② 別添 2. の如き勸告案の修正を行は  
 右修正案を勸告案として採択を申し越  
 した。

修正の要旨は下記のとおり。

- (1). 原案第 3 項の(6)「……本土の  
 福祉施設、その種のものは利用

- 認められたい」との部分、その  
 事例を、確認できぬ限り、削除。
- (2). 原案第 4 項を「沖縄の社会  
 保険適用者の福祉の増進を図る  
 ため、次の措置を」とすべし  
 べき旨の意見の一致をみた」と改め  
 ることとした。
- (1). 「医療保険法の  
 改正につき考慮されるべきである」  
 (2). 「旅行者の社会保険制度に  
 対し、運営される福祉施設の利用に  
 関し、社会保険制度の改正の  
 検討を行はうことを望まう」と  
 列挙した。

3. 特連局は、本件の全面的実現の

ため、広範囲にわたる関係法令の

改正を要し、そのためには相当の期間を要  
 するものであり、現段階におきましては  
 上記修正案を適当と見做した上で、その  
 内におきましても沖縄と本土のそれぞれ  
 社会保険団体相互の間の具体的協議  
 を促進させ、原案の趣旨の前進をはかる  
 こととしたらうとしたい。

又、ついでに、冒頭往電をもつて訓令  
 おきのとおり、別添の特連局修正  
 案を勧告案として採択す米琉西政府  
 代表と折衝せらるべし。

付属添付

本信を送付先 総理府特別地域連絡局長

社会保険福祉施設の設置及び  
 一体化に関する報告(福祉施設相互  
 利用に関する部分)に対する自治省  
 の態度

- 1. 本土の地方公務員の共済制度は、短期給  
 付、長期給付及び福祉事業を総合的に行政  
 の職域保険制度であり、保養所、宿泊所  
 等の福祉施設の設置は、この福祉事業の  
 一環として組合員の福祉の増進に資する  
 ため行なっているものである。保養所、宿泊  
 所等の設置場所、規模、構造及び利  
 用料金等は、施設を設置しようとする共済

(意見の主旨)

本上の地方公務員 支庁組合の組合員と  
同一の条件で福祉施設を利用させること現  
段階においては困難である。しかし現在沖  
縄の道が小さい地位の特殊性を考慮し  
沖縄の公務員については 本上公務員のいわ  
ゆる「他組合員」と同様の条件で福祉施  
設等を利用することとするよう その具体的  
取扱いについて 更に検討したい。



組合が当該共済組合の組合員の利用状  
況等に配慮して決定し、当該設置後の  
施設の  
運営についてもそれぞれの共済組合の自主的  
運営に委ねられている。

これらの福祉施設は、組合員の利用を  
目的として設置されるものであり、当該共済  
組合の組合員以外に使用させることを自  
的としたものではないが、当該組合員が利  
用してなお、余裕が生じた場合には、施  
設の効率的な使用と経費の赤字を減少  
させるため他の共済組合の組合員及び一般

の民間人にも使用させている実情である。

これらの福祉施設の運営は、各共済組合  
とも福泊経理という特別会計を設け、独立  
採算を目的として運営しているが、大多数の施  
設が赤字であり、その収支の均衡がとれてい  
るものは極めて少数である。このため、ほとん  
どの共済組合が福泊経理の赤字を補てん  
するため、当該共済組合に係る組合員の  
掛金が地方公共団体の負担金で折半して  
補てんしている実情である。

以上のおよな実態から施設の利用料金は、当該共済組  
合の組合員については、組合員以外の者が利用する場

合に比べ低廉となつており、福祉を利

用する場合においても、組合員優先で利

用するものとなつてゐる。しかも、

同じ地方公務員共済組合の組合員で

あつても、当該福祉施設を有する共

済組合以外の組合の組合員が当該

福祉施設を利用する場合、「他

組合員」として取り扱われ、当該組

合員より高い利用料金を支払ふこと

を要する。この取扱いは、国家公務員

共済組合の組合員と地方公務員共済組合の

組合員との間においても同様である。

5. 地方公務員の共済制度は、地方公務員の職

務の特殊性を以て、一般の被用者

に通用される社会保険とは別建ての

職域保険であり、共済組合の

(健康保険は)

福祉施設を被用者保険の層に

年金保険の被保険者が利用する

とは、原則として許されておらず、

しか、施設の利用を許した場合にお

いても、組合員が利用する場合のみ

を以て「組合員」とする。この特異性

与えられ、一般の利用料として取

扱われ、一般集みの利用料金を取

扱われ、取扱われている。

○ 6 沖縄の公務員については、本土の

公務員に適用されているところを

別室が適用されているところ、かつ

本土の公務員共済組合の福祉施設設置

の趣旨及びその運営の現況から見て、本

土の地方公務員共済組合の組合員と同一

の条件で福祉施設を利用させることは現

段階においては困難である。しかし、<sup>(現在)</sup>沖縄

置かれている地価の特殊性と  
の本土復帰の目も近いこと等を考慮し、

○ 沖縄の公務員については、本土公務員のいわ

ゆる「他組合員」と同様の条件で宿泊

施設等と利用することができるようその具

体的な取扱いについて更に検討したい。

別添 2-1

総 発 第 85 号  
昭和43年8月21日

総理府特別地域連絡局総務課長 殿

労働大臣官房総務課長



社会保険福祉施設の設置及び一体化に関する勧告(案)

要旨に対する意見について

標記について下記の通り回答する。

記

本土の労働保険によつて運営されている労災病院、休養施設、  
中小企業レクリエーションセンター等を沖縄の労働保険の被保険  
者にも本土の被保険者と同様に利用させることの検討を求める趣  
旨の勧告がなされることについてはとくに異議はない。

